



答申第259号  
令和元年6月6日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池田紀子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び  
保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和元年5月28日付け岐阜市企政第8号で諮問がありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

###### （1）事案の概要

国は、今年10月からの消費税率の引上げに伴い、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、その下支えをするため、プレミアム付商品券事業を実施する。

本市においてもそれに基づき、プレミアム付商品券を販売する岐阜市プレミアム付商品券事業（以下「事業」という。）の実施を予定しており、平成31年3月29日付け答申第255号に基づき、住民基本台帳に関する情報、市民税に係る課税台帳の情報等の保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用しているところである。

国が定めたプレミアム付商品券事業実施要領等においては、虐待をした者への購入引換券の交付を防ぐ等のため、児童が障害者支援施設に入所している場合、虐待により高齢者が老人短期入所施設に入所している場合等については、市町村から当該児童、当該高齢者等（以下「購入対象者」という。）が入所している施設等（以下「施設等」という。）にプレミアム付商品券の購入引換券を交付する予定である。

については、本市から施設等に対し、事業の案内書、プレミアム付商品券購入引換券交付申請書及びプレミアム付商品券購入引換券を送付するため、子ども未来部子ども支援課、福祉部高齢福祉課及び福祉部障がい福祉課が保有する購入対象者の施設等の入所等に関する情報を、企画部政策調整課が条例第10条第2項第5号の規定により利用目的以外の目的のための利用をする。

## (2) 購入対象者

次のアからエまでのいずれかに該当する者

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設に入所している児童（平成31年1月1日時点で満18歳に満たない者（平成13年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（児童及び児童以外の者（平成31年1月1日時点で、満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者をいう。）以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条第2項の規定により障害者支援施設等に入所又は入居（以下「入所等」という。）をしている障害者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第9条第2項の規定により老人短期入所施設等に入所等をしている高齢者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

## (3) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

平成31年1月1日（以下「基準日」という。）時点の次のアからエまでに掲げる情報を利用する。ただし、基準日の翌日から令和元年10月31日までに施設に入所した者の情報についても利用する。

- ア (2)のアに該当する者の住所、氏名、生年月日、国籍、入所している施設の名称、所在地、入所又は退所の日及び施設利用に係る徴収金階層区分（障がい福祉課）
- イ (2)のイに該当する者の住所、氏名、生年月日、国籍、入所している施設の名称、所在地、入所又は退所の日及び施設利用に係る徴収金階層区分（子ども支援課）
- ウ (2)のウに該当する者の住所、氏名、生年月日、国籍、入所等している施設等の名称、所在地及び入所等又は退所若しくは退居（以下「退所等」という。）の日（障がい福祉課）
- エ (2)のエに該当する者の住所、氏名、生年月日、国籍、入所等している施設等の名称、所在地及び入所等又は退所等の日（高齢福祉課）

## 2 保有個人情報の提供について

### (1) 事案の概要

国が実施する事業において、児童が障害者支援施設に入所している場合等で、施設の所在する市町村（以下「施設所在地」という。）と当該児童が登録された住民基本台帳の市町村（以下「住所登録地」という。）が異なる場合については、入所している児童等の住所、生年月日等の特定のため、都道府県は、住所登録地が作成した施設入所等児童等リストを施設所在地に送付する。

については、政策調整課が保有する施設入所等児童等リストに関する情報を条例第10条第2項第6号の規定により岐阜県清流の国推進部市町村課に提供する。

### (2) 提供する保有個人情報

ア 1の(2)のアに該当する者の住所、氏名、生年月日、国籍、入所している施設の名称、所在地、入所又は退所の日及び施設利用に係る徴収金階層区分

イ 1の(2)のイに該当する者の住所、氏名、生年月日、国籍、入所している施設の名称、所在地、入所又は退所の日及び施設利用に係る徴収金階層区分

## 3 意見

適当なものと認める。